家族経営協定書

住所:
氏名:
氏名:
(目的) 第1条 この協定は、農業経営に携わる家族が、お互いを尊重し、対等なパートナーとして経営に参画するとともに、「ワーク・ライフ・パランス」に配慮することで、意欲とやりがいのある魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい労働環境について、十分な話し合いに基づき取り決めることを目的とする。(経営の方針) 第2条 経営の方針については、以下の項目を踏まえ、家族の話し合いにより定める。 (1) 地域の農業を担う中心的な経営体として、自立した農業経営を目指す。 (2) 安定した農業経営を早期に確立するため、経営の目標や意思を決定する。 (3) 経営発展のため、それぞれの技術研さんに向けて積極的に研修等に参加する。(経営の役割分担) 第3条 家族の相互理解を深めた上で、農業経営における役割分担を話し合いにより決めることとする。(労働環境) 第4条 労働時間、休日その他の労働条件は、以下の項目を踏まえ、家族の話し合いにより定める。 (1) 「所沢市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき主たる従事者一人あたりの年間総労働時間を1,800時間程度とする。 (2) 休日は、原則として週に1日以上設けることとするが、正月、盆、農作業の繁閑、家族の健康状態、趣味に費やす時間等も考慮し、家族の話し合いにより、適宜対応する。 (3) 年に一度は各自健康診断を必ず行うものとする。 (5) 作日、原則として週に1日以上設けることとするが、正月、公、農作業の繁閑、家族の健康状態、趣味に費やす時間等も考慮し、家族の話し合いにより、適宜対応する。 (5) 年に一度は各自健康診断を必ず行うものとする。 (6) 年に一度は各自健康診断を必ず行うものとする。 (7) この協定書に規定されていること以外で決定すべき事項が生じた場合は、その都度話し合いにより決定する。 (5) この協定書の有効期限は実施日から5年間とし、当事者から申立てがない限り、自動的に更新される。 附 則 この協定は令和 年 月 日から実施する。
所沢市農業委員会委員
所沢市農業委員会事務局長

所沢市産業経済部農業振興課長